

## 平成30年度事業計画

### 〈基本方針〉

急速な少子高齢社会、孤独死や自死、ひきこもりといった社会的孤立、経済的困窮や低所得、権利擁護の問題等、地域における福祉課題や生活課題は、ますます多種多様化し、改めて住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現が求められています。

昨年6月の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正（平成30年4月1日施行）において、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すために、「我が事・丸ごと」（地域共生社会の実現に向けた取り組み）の包括的支援の理念が社会福祉法に規定され、社会福祉協議会はこれまで以上に地域福祉を推進することが期待されています。

また、平成30年4月の介護報酬改定では、2025年問題に向けて、適切なサービスを受けられるよう、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止、③多様な人材の確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化等が盛り込まれ、本会の介護事業においても、この改正を踏まえ、更にサービスの質を向上させ安心して利用できる環境づくりに取り組んでいきます。

保育事業においては、白河保育園の園舎は昭和8年の建築で、すでに85年が経過し、老朽化が進んでおり、園児の保育環境としては決して好ましい状況ではありません。また、白河市においては、社会情勢等の変化から待機児童が増加しており、国においても待機児童を解消するため働き方改革を推進しております。このような状況の改善を図るため、園舎の移転改築の事業に着手いたします。

こうした状況を踏まえ、本会は、高い公益性が求められる社会福祉法人としての自覚を持ち、地域福祉の推進を目的とする団体である特性を発揮し、組織、事業、財政など検証しながら、弱体化している財政基盤の強化を図り、地域福祉の向上に寄与するため、「白河市地域福祉活動計画（計画期間：平成26～30年度）」に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指し、行政機関や各種団体との連携のもと、各種事業を推進していきます。また、平成30年度は、地域福祉活動計画の最終年度となることから、その評価と第2次地域福祉活動計画の策定を進めます。

## 〈重点目標〉

- 社会福祉協議会の安定的な運営を図るための組織体制の強化
- 社会福祉協議会の安定的な経営を図るための財政基盤づくり
- 白河市地域福祉活動計画の実施及び評価と第2次地域福祉活動計画の策定
- 白河市民生児童委員連絡協議会及び各種団体との協働連携の強化
- 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの強化

## 〈事業実施計画〉

### 1 法人運営部門

#### (1) 会務運営及び組織体制の強化

- ①会務運営として理事会、評議員会及び三役会を開催します。
- ②運営全般に関し協議検討する職員レベルでの運営検討委員会を開催します。
- ③組織体制の強化を図るため、職員体制の整備、新規職員の人材確保、人材の定着に努めます。
- ④社協の使命や事業計画の着実な実施に向けた管理職会議等を開催します。
- ⑤職員の資質向上を図るため、積極的に研修への参加の機会を提供します。

#### (2) 財政基盤の強化

- ①自主財源の確保を図るため、一般会員、特別会員、賛助会員の新規会員の加入を促進し、会費を財源とした地域福祉推進事業のPRと会員加入率の向上を図ります。
- ②共同募金配分金及び寄附金を活用し、地域福祉・在宅福祉事業を推進することで、共同募金や寄附金への理解を得られるよう努めます。
- ③公費補助金や受託事業の確保、介護保険サービス事業を推進することで、安定した事業経営及び法人の財政基盤の強化を図ります。
- ④施設・備品等の資産の円滑な取得のため、積立資産を計画的に計上することで、費用負担の平準化と経営の安定化を図ります。

### 2 地域福祉部門

#### (1) 支え合いのまちづくり・地域づくりの推進

##### ①福祉台帳（災害時要援護者）システムの整備活用

災害時における安否確認について、民生児童委員からの情報を基に配慮すべき要援護者の所在地を、地区ごとの地図に記載し把握します。また、作成した台帳の情報について更新作業を進めるとともに民生児童委員と共有し、通常時の見守り活動を行います。

##### ②子育て支援事業（白河保育園・白河みのり保育園）

保育園内だけでの事業実施にとどまらず、地域に出向くなど園外での子育て支援を実施します。また、保育園で所有する絵本の貸出サービスをすることで、子育て中の親子が集える場を作ります。

### ③地域世代間交流事業（保育園・デイサービスセンター）

保育園やデイサービスにおいて、児童、生徒、各種ボランティア団体と交流を図ります。また、他団体が実施する世代間交流事業を支援します。

### ④社会福祉関係団体との連携

社会福祉活動に携わる様々な機関・団体との連携を図り、地域福祉事業の推進及び継続した活動の展開を図ります。また、地域における公益的な取り組みのひとつとして、他の社会福祉法人との連携について検討します。

### ⑤福祉懇談会・相談会

サロン会場や町内会行事に出向き、福祉事業の説明、地域の福祉課題の話し合い、福祉に関する相談を行い、町内会との連携を図ります。

## （２）ボランティア事業の推進

### ①ボランティアセンター事業

ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、白河市ボランティア連絡協議会や関係団体等とのつながりを広げることで、ボランティア活動の活性化や人材育成を進めます。

### ②分野別ボランティア養成講座の実施

ボランティア活動へのきっかけづくりのために、分野別養成講座を実施します。

### ③児童・生徒のボランティア活動普及事業

市内の小学校・中学校・高等学校をボランティア協力校として指定し、ボランティア活動支援及び活動費の助成（３ヶ年）を行います。（大屋小学校１年目）

### ④サマーショートボランティアスクール

高校生を対象に、夏休み期間を利用して、福祉施設における３日間のボランティア活動体験の場を提供します。

### ⑤ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動をしている団体・個人へのボランティア活動保険の加入促進及び事務手続きを行います。

### ⑥災害ボランティア活動支援体制の整備

平時から災害時に備えるため、災害ボランティア関係研修会への参加、出前講座形式による災害時炊き出し訓練を実施します。また、白河市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定にかかわった関係機関はもとより、多くのボランティア団体との連携強化に努めます。

### ⑦ボランティア情報紙「ささえあい」の発行

ボランティア情報紙を通して、ボランティア団体の紹介、活動の報告、募集案内をボランティア団体と協働で発行します。（年２回発行）

### ⑧有償ボランティア事業の検討

公的サービスの対象とならない日常的な生活支援サービス等を実施できるような有償ボランティア事業について検討します。

### (3) 福祉の情報・啓発・教育の充実

#### ①社協だより「なごやか」の発行

社会福祉協議会の事業内容を積極的にPRし、社協の活動内容や福祉に興味を持ってもらえるよう努めます。（年4回発行）

#### ②声の広報の貸し出し

ボランティアの協力により社協だより「なごやか」や市の「広報白河」の音訳CDを作成し、視覚障がい者等に貸し出し、情報提供を行います。

#### ③ホームページによる情報発信

本会の事業内容及び情報公開・情報提供を充実させるため、ホームページを定期的に更新し、本会活動を県内外へ発信します。

#### ④福祉まつり

屋内ゲートボール場「すぱーく白河」を会場に、ボランティア団体の協力により福祉まつりを開催します。

#### ⑤福祉講演会

福祉に関心を持っていただくために、市民を対象に福祉講演会を実施します。

#### ⑥フェイスブックによる迅速な情報発信

本会の地域福祉情報や災害時におけるボランティア情報等を迅速に提供できるようフェイスブックを運用し県内外へ情報発信します。

### (4) 福祉教育の推進

#### ①高齢者疑似体験

高齢者や障がいのある方の気持ちや日常動作を体験により学び、理解を深めてもらうことを目的に、公民館事業や企業の社員教育において実施します。

#### ②学校と協働での福祉教育活動の実施

福祉について考える機会となるよう、高齢者疑似体験・手話教室・点字教室・災害時炊き出し訓練を出前講座形式により実施します。

### (5) 地域福祉サービス事業の推進

#### ①日常生活自立支援事業(あんしんサポート) (受託事業)

認知症高齢者や障がいのある方、判断能力が不十分な方(ただし、契約行為が理解できる方)を対象として、本人と契約を結び福祉サービスの利用援助や生活に必要なお金の出し入れの支援を行います。

#### ②生活福祉資金貸付事業(受託事業)

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、民生児童委員や自立相談支援機関等と連携して支援を行います。

#### ③生活援助資金貸付事業

低所得者を対象として必要な生活資金の貸し付けを行い、その世帯の生活の維持と安定を図ることを目的に、民生児童委員や自立相談支援機関等と連携して支援を行います。

#### ④福祉人材センター事業（受託事業）

県社協の専門職員が2ヶ月に一度来所し、福祉の職場で働きたい方々の求職登録受付や各種相談に応じる「福祉の仕事相談会」を行います。

#### ⑤白河市中心老人福祉センター事業（指定管理事業）

市民の福祉増進を図るための施設として、指定管理のもと適正に施設を運営します。

#### ⑥車いすの貸出

在宅福祉の向上を目的に、短期間（2～3日程度）の車いす無料貸出をします。

#### ⑦児童福祉事業（白河保育園・白河みのり保育園の運営）

保育所の役割を認識し、保育と地域における子育て支援の充実に努めて運営を行います。

#### ⑧生活支援相談員事業（受託事業）

東日本大震災による被災者の生活復興支援のため、復興公営住宅や借上住宅等における見守り、相談、福祉制度の情報提供、被災者を中心とした交流の場づくりに取り組む支援を行います。

#### ⑨共同募金（募金運動・募金配分金事業）

共同募金運動は、10月1日から3月31日まで、共同募金会によって、都道府県を単位として行われる募金活動です。募金は、災害時支援をはじめ県内の民間が行う社会福祉事業の貴重な財源となっています。当会にも募金が配分され、福祉まつりや歳末配食（おせち料理）サービス事業等の地域福祉事業に活用されています。共同募金への理解・協力を得るために、配分事業の見直しを行いながら事業推進に努めます。

#### ⑩心配ごと相談事業

毎月2回、白河市中心老人福祉センターにおいて、地域住民の日常生活の中で起こるあらゆる悩みごとの相談に応じ、問題解決できるよう適切な助言や援助を行います。

#### ⑪福祉のつどい

市内在住の70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消、交流や親睦を目的とした会食会を白河市民生児童委員連絡協議会と協働して開催します。

#### ⑫白河市介護支援いきいき長寿ポイント事業（受託事業）

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、管理機関として広報啓発に努め、参加登録者の拡大を図ります。

#### ⑬生活困窮世帯への支援

自立に向けた相談支援を行いながら、少しでも安定した生活が送れるよう、白河市や関係機関と連携して支援を行います。

#### ⑭白河市生活支援コーディネーター業務（受託事業）

昨年8月に受託した生活支援コーディネーター業務について、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで暮らせるよう、地域資源の把握、担い手や活動する場の確保、多様な主体との連携により、高齢者を支え合う地域づくりを進めます。

## (6) 在宅福祉サービス事業の推進

### ①介護保険事業（訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援）

平成30年4月の介護保険制度改正で介護報酬が全体で0.54%の微増となります。各サービスにおいて、より加算が重視されることとなり、今後どの取り組みを強化していくのが重要となります。

訪問介護事業では、生活援助の基本単価が減額され、身体介護の基本単価が増額されます。今後、生活援助は、多様な人材の確保を目的に、生活援助のみを行う訪問介護ヘルパーが養成されることとなり、本会においても生活援助のみを行う訪問介護ヘルパーの確保について検討していきます。

通所介護事業では、大規模Ⅰ・Ⅱ事業所の基本単価が減額されるとともにサービス提供時間区分も2時間ごとから1時間ごとに見直されます。本会でを行う通所介護は、6時間から7時間で実施していますので基本単価は据え置きとなります。

この改正内容を踏まえ、利用者や世帯の生活課題を把握し、安心して日常生活が送れるよう、質の高い在宅サービスを提供し、更なる利用促進に努めます。

#### （各事業所方針）

- ・人材確保
- ・利用促進
- ・職員の資質向上
- ・適正な人員配置による事業運営

### ②白河市・白河市西部地域包括支援センターの受託経営

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等の三職種が連携し、総合相談事業、介護予防事業、困難ケースへの対応やケアマネ支援等の業務を行い、地域包括ケアシステム構築の実現に向け、多職種協働のもと、地域で高齢者を支えるネットワークの強化を図ります。また、地域包括支援センター担当圏域の見直しにともない4月から白河市西部地域包括支援センターを新たに受託経営します。

### ③障害者総合支援事業（介護保険事業所と併用）

- ・居宅介護、重度訪問介護事業（障がい者ホームヘルプサービス）
- ・基準該当生活介護（障がい者デイサービス）

### ④生きがいデイサービス事業（受託事業）

### ⑤身体障害者訪問入浴事業（受託事業）

## (7) 白河保育園の移転改築

- ・予定工期：平成30年度～31年度 実施設計及び建設工事
- ・予定定員：120名（現在60名）
- ・場 所：白河市新白河2丁目地内（市有地 4,682.22㎡）
- ・園 舎：木造平屋建て 約1,400㎡
- ・開園予定：平成32年4月

### 3 その他

- ①福島県共同募金会白河市共同募金委員会の事務局
- ②白河市民生児童委員連絡協議会の事務局
- ③福祉バスの運行
- ④白河市敬老会への協力
- ⑤屋内ゲートボール場の管理運営（すぱーく白河・すぱーく表郷）